

自立支援医療費（精神通院医療）を利用 されている一定所得以上の「世帯」の方へ

自立支援医療費（精神通院医療）では、一定所得以上の「世帯^(※1)」（市町村民税所得割^(※2)23万5千円以上）で受診者が高額治療継続者（「重度かつ継続」）に該当する場合は、現在、自立支援医療の支給対象（月額負担上限額2万円）としています。

しかし、これは国が令和9年3月31日までの経過的特例として定めたものであるため、**令和9年4月1日以降は、一定所得以上の「世帯」の方は、全ての方が自立支援医療の対象外**（原則、医療保険による3割負担）となります（今後、法令等の改正により、経過的特例の期限が延長される場合もありますが、現段階では上記のとおりです）。

自立支援医療受給者証の有効期間は原則1年間ですが、一定所得以上の「世帯」の方については、受給者証に記載の有効期間にかかわらず、最長でも経過措置が終了する令和9年3月31日までとなりますので、御了解くださいますよう、よろしくお願ひします^(※3)。

今後、この経過的特例について延長等の変更がありましたら、お知らせします。

【参考：月額自己負担上限額】

生活保護世帯	市町村民税 非課税世帯 本人収入 80万9千円 以下	市町村民税 非課税世帯 本人収入 80万9千円超	市町村民税 (所得割 ^(※2)) 3万3千円未満	市町村民税 (所得割 ^(※2)) 3万3千円以上 23万5千円未満	市町村民税(所得割 ^(※2)) 23万5千円以上
0円	月額 2,500円 まで	月額 5,000円 まで	1割負担 (医療保険の自己負担上限額まで) ^(※4)		制度対象外 ^(※4)
			「重度かつ継続」の該当者	月額 5,000円まで	月額 10,000円まで

令和9年4月1日からは
自立支援医療制度の対象外

- (※1) 「世帯」とは、同じ医療保険に加入している方です。
- (※2) 指定都市（横浜市・川崎市・相模原市）については税源移譲前の所得割額（課税標準額×6%）となります。
- (※3) 継続等の手続きの詳細については、お住まいの市町村窓口にお問合わせください。
なお、経過的特例の期限が延長された場合の取扱いにつきましては、神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市を含む）では受給者証に記載のとおり有効期間となります（受給者証を再発行することはありません）。
- (※4) 川崎市では、該当の区分について別途上限額等を定めています。詳細は、川崎市各窓口にお問合わせください。

神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市

（令和8年2月作成）